

論 説

姓名に対する制限に関する
諸外国の議論の状況(1)
——特に漢字圏諸国・地区における
議論を中心に——

矢 沢 久 純
呉 奇 琦

論 説

姓名に対する制限に関する 諸外国の議論の状況 (1) ——特に漢字圏諸国・地区における 議論を中心に——

矢 沢 久 純*
呉 奇 琦**

- I 問題の所在
- II 諸外国の議論の状況
 - 1 韓国
 - (1) 韓国における法状況
 - (2) 小括 (以上、本号)
 - 2 中国大陸
 - 3 香港
 - 4 マカオ
 - 5 台湾

I 問題の所在

筆者の一人 (矢沢) は、日本の戸籍法 50 条 1 項及び 2 項並びに法務省令

* 本学法学部教授

** マカオ (澳門) 大学法学院助理教授

「戸籍法施行規則 60 条が名に使用可能な文字を、①常用漢字、②人名用漢字、③片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）に制限しており（以下、「使用可能文字」と略称する。）、これに法務省の通達によって 4 種類の符号「一」、「ゝ」、「ゞ」及び「々」が加わるとは言え、常用漢字 2,136 字（平成 22 年 11 月 30 日内閣告示第 2 号）、人名用漢字 863 字の合計 2,999 の漢字しか使うことができないことについて、国民の姓名権（氏名権）の尊重という観点から大いに疑問である旨を論じたことがある。矢沢久純「姓名に対する制限の妥当性に関する予備的考察——特に日本における人名漢字の制限をめぐって——」北九州市立大学法政論集 49 巻 3・4 合併号（2022 年 3 月）がそれである（便宜上、以下、これを「前稿」と略称する。）。その際、諸外国における姓名登録制度に関して、とりわけ日本人の姓名のほとんどが漢字から構成されているが故に、民法学会としては、日本と同じ漢字圏諸国・地区の法的状況について紹介・検討する必要があるはずなのに、今日まで全くと言って良いほど、それが行われていないことを指摘した。そこで、本稿では、マカオ大学法学院の呉奇琦との共同研究の一部として、漢字圏諸国・地区の法的状況について紹介・検討することとしたい。そのような法比較を行うことで、日本における使用可能文字制限の可否についての示唆が得られるものと考えられ、ひいては、姓名の登録という制度の本質及び姓名権⁽¹⁾をめぐる諸問題の解決に迫ることができるように思われる。

こうした趣旨により、本稿では、主として漢字圏諸国・地区を検討対象とする。具体的には、韓国、中国大陸（本稿では、「中国大陸」という語を、香港、マカオ、台湾を含まない意味で用いる。）、香港、マカオ及び台湾である。しかしながら、だからと言って、それ以外の国についての検討の必要性がなくなることは決してない。前稿末尾の「付記②」において脱稿後に知り得たりトアニアの情報について指摘したように、全世界の名前の文字（日本で考えられている「姓」というものが存在しない民族もいるので、ここでは単に「名前」という語を用いた。）の問題について、調査・検討する必要がある。これについても、適宜、参照・議論する必要がある。

諸外国の法制の紹介・検討に入る前に、前稿において明らかとなった問題点（論点）及び明らかとなった事項をここでまとめておきたい。これらの論点について議論することが、最終的な目的となる。逐一、頁数の記載はしないが、すべて前稿の中で記載されている点である。

第一。姓名に使用できる文字（特に漢字）を制限することは許されるのか。この議論の際に、使用可能文字を制限する理由付けとして、「（日本の場合の）『戸籍』という登録制度上、今日では戸籍制度のための電算システム上、使用可能文字以外の文字は入力・表示等ができない」という理由は使えない。なぜならば、①姓に関してはこうした文字制限が存在せず、しかも、②名の変更（改名）が裁判所によって認められた場合に、昭和56年（＝1981年）の民事局長通達によって明確に、使用可能文字以外の文字の使用が認められているからである。すなわち、戸籍の電算システム上、使用可能文字（2,999漢字）以外の漢字であっても、入力・表示ができていると考えられる。また、漢字制限をしないと不便であることを理由に挙げるのであれば、誰にとって・どう不便なのかを論証する必要がある。

第二。名に漢字を用いる場合、その読み方を完全に自由にして良いのか。

第三。名について、公序良俗（民法90条）違反等の理由により、禁止されることがあるのか。この場合、使用禁止文字のリストアップをすべきかという議論に繋がりうる。

第四。名の長さ・文字数について、上限を設けなくても良いのか。

第五。日本語として存在しない文字の使用は完全に不可なのか。すなわち、例えば、アルファベットを名の中で用いることができるのかである。リトアニアは、今年、リトアニア語には存在しない（一部の）文字の使用を認めたのであった。

こういった諸点について命名権又は姓名権の法的権利性と関連付けて論じることが望ましいと言える。

上記の第二と第三の論点について、前稿発表後、進展があった。すなわち、昨年2021年11月25日より審議が行われていた、法務省の法制審議会戸籍法部会（部会長は窪田充見教授）が、今年5月17日開催の第6回会

議において、「戸籍法等の改正に関する中間試案」を取りまとめたのである⁽²⁾。本稿と関係のある箇所のみ指摘すると、戸籍への記載事項として平仮名（甲案）又は片仮名（乙案）での氏名の表記の戸籍への追加だけでなく、「氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性」について、あくまでも3案併記の形ではあるが、提案している点が注目される。以下、少し長くなるが、「第1」の「2」をそのまま引用すると、

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による（注1）。

【乙案】権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則によるほか、氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注2）。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるものとする。

【丙案】権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則によるほか、氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注2）。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、次のいずれかとする。

- ① 国字の音訓又は慣用により表音されるもの
- ② 国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくても、字義との関連性が認められるものその他法務省令で定めるものを届け出た（申し出た）場合における当該表記

（注1）【甲案】について法令に規定することも考えられる。

（注2）【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその氏名を平仮名（片仮名）で表記したものが使用されているという社会的慣

用を意味するものである。

まだ3案併記の段階であり、今後、どのような内容で固まってゆくのか不明ではあるが、少なくとも、権利濫用（民法1条3項参照）の法理や公序良俗の法理による制限を行うことについて、加えて使用される文字の音訓についての関連性について、国民に問いを投げかけていると言える⁽³⁾。確かに、中国《民法典》第1012条ただし書は、公序良俗に反することはできない旨を明確に定めている。しかしながら、マカオでは、成年後に自ら改名する場合、人のマイナスの印象を与えるような名であっても、個人の自己決定が尊重されて、その名が認められると考えられている（詳細は後述）。それ故、公序良俗による制限の可否についても、慎重な検討が必要となる。

中間試案の「補足説明」によれば、この【甲案】の公序良俗による審査については、「商標の例が参考となる」と説明されている。すなわち、商標法4条1項7号が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」については商標登録を受けることができない旨を定めており⁽⁴⁾、その例として、特許庁ウェブサイトによると⁽⁵⁾、「商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合」が第一に挙げられており、「なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する」とされている⁽⁶⁾。しかしながら、商標の登録の問題と人間の名前の問題を本当に同列に論じて良いのかについては慎重に検討する必要があるように思われる⁽⁷⁾。

姓名というものに対する日本の議論について、ここで一応、確認しておきたい。先ず、裁判所であるが、最高裁によれば、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するものというべきである」

とされ⁽⁸⁾、それがそのまま大法廷によって追認されている⁽⁹⁾。「曾」の字の使用可否が争われた事件においては、姓名や命名の権利性の議論については何も述べられていない⁽¹⁰⁾。少なくとも、「氏名」に関して、「その個人の人格の象徴であつて、人格権の一内容を構成するもの」であることは、最高裁によつても認められていると言いうる。学説は、前稿注(34)で指摘した戒能通孝教授の論稿以後、命名行為について議論はあまりなされてはいないものの、親権の一作用と見る見解、子の命名権を代行するとする見解等があるが⁽¹¹⁾、議論はあまり熟していないように思われる。

なお、本稿においては、そもそも今日の戸籍という制度自体が憲法に違反しているのかどうかといった論点や、いわゆる字体の問題については扱わないこととする。

II 諸外国の議論の状況

1 韓国

(1) 韓国における法状況

韓国の状況については、前稿で条文を指摘しただけであったが、人名用漢字による制限（1991年4月1日以後の出生）と憲法裁判所によるその制限の合憲判決について、すでに文章化されていた。京都大学人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センターの『センター研究年報 2016』（2016年12月）がそれである⁽¹²⁾。この号は、「韓国の人名用漢字と漢字コード」という特集となっており、人文情報学（特に、文字コード論）がご専門の安岡孝一先生と令夫人安岡素子先生の共編となっている。そこにおいて、「韓国の人名用漢字」、「韓国の文字コード」、「韓国の人名用漢字と漢字コードの乖離」及び「韓国憲法裁判所 2016年7月28日決定」が紹介・検討されている。この文献をお教え下さったその著者の安岡孝一教授に感謝申し上げる。筆者の一人である矢沢の調査漏れが露呈してしまったとも言える。本稿では、この安岡教授ご夫妻の手になる『センター研究年報 2016』を基に、韓国の制度について紹介・検討を行う⁽¹³⁾。以下、この項に

においては、同研究年報の頁数のみで引用する。

韓国においては、1991年4月1日に、子の名付けに対する漢字制限が開始され、漢文教育用基礎漢字（1972年8月16日版）1,800字、人名用追加漢字表1,054字及び人名用漢字許容字体表61字のみでスタートした（1頁）。そして、1994年9月1日に、戸籍の氏名の漢字にハングルの併記が義務づけられた（1頁）。人名用追加漢字表は改正により徐々に増えてゆき、漢文教育用基礎漢字の改訂も何度か行われている。2008年1月1日の、戸籍制度から家族関係登録制度への移行により、子の名付けに対する漢字制限は家族関係の登録等に関する規則37条に基づくものとなった（3頁）。ただ、その漢字制限の内容は変更されなかった（3頁）。その後も、漢字の追加が何回か、行われており、2015年1月1日には、人名用追加漢字表が6,044字となっている（5頁）。そして、2016年7月28日に、憲法裁判所が人名用漢字の制限は合憲である旨の決定を下した（5頁）。その全文の邦訳（訳者は編者の安岡教授ご夫妻）が48頁以下に掲載されている。

では、憲法裁判所による合憲決定を見てみよう。ここでは、使用可能な漢字の制限によって、「子の名を決めて自ら選択した漢字とともに家族関係登録簿に登録できる『両親が子の名を付ける自由』を不当に制限して」おり、「人格権および幸福追求権を侵害している」との主張に対して、審理がなされた（49頁）。9人の裁判官のうち、6人が合憲で、3人が違憲と判断している。ところどころ省略しながらではあるが⁽¹⁴⁾、先ず、多数意見曰く、――

漢字制限は、「名に通常使われない難しい漢字や字典にも無い漢字を使うと、本人と社会関係を結ぶ人々がその名を調べても見つからない、といった本人および相手方双方にとっての不便を解消し、行政電算化の要請にも対応する目的で導入され」たものである（50頁）。「子の養育は両親に付与された権利であり、義務として子が正常な社会的人格体に成長できるよう面倒を見ることであり、その子の社会的人格上の初めての端緒が名を持つことであるのだから、両親が子の名を付けるのは子供の養育と家族生活の

ために必須なことであり、家族生活の核心的要素といえることができる。したがって、たとえ憲法に明文規定されていなくとも、『両親が子の名を付ける自由』は、婚姻と家族生活を保障する憲法第 36 条第 1 項と、幸福追求権を保障する憲法第 10 条によって保護されていると言える」（51 頁）。「漢字は、その数が膨大で、その範囲が不明で、一般国民がこれを全部読んで使うには困難がある。審判対象条項は、名に通常使われない難しい漢字を使う場合、誤読あるいは誤字などによって当事者と利害関係人が被る不便を解消し、家族関係登録業務が電算化されるにあたり、名に使われる漢字は電算システムで全て表現されなければならない点を考慮して、名に使える漢字を通常使われる漢字に制限したのであるから、その立法目的の正当性および手段の適合性が認められる」（51 頁）。「名は、人間の全ての社会的・生活関係形成の基礎になるという点で、重要な社会秩序に属する。名の特定は、社会全体の法的安定性の基礎であるから、このために、国家は個人が使う名前に対して、一定の規律を加えることができる」（51 頁）。「日本において人名に使うことを許されている漢字が 2,998 字程度、漢字発祥の地である中国において、義務教育（初・中学校）課程で理解しなければならない漢字、出版物等に使われる漢字、人名・地名など固有名詞に活用される漢字など、日常生活でしばしば使われる漢字を選んで発表した『通用規範漢字表』が 8,105 字程度」であるから、これらに照らしてみれば、「決して少ないと見ることはできない」（52-53 頁）。「出生申告書に出生者の名が『人名用漢字』以外の漢字で記載され、家族関係登録簿に出生者の名をハングルのみで掲載した場合は、当該市（区）・邑・面の長が、出生者の名として申告された『人名用漢字』以外の漢字の字体と発音を記載して翌月 10 日までに監督裁判所に報告することとし、監督裁判所はその内容を四半期ごとに整理して翌月 20 日までに法院行政処に報告することとするなど、家族関係登録規則の改正を通じて持続的に『人名用漢字』を追加できる方案も用意している（人名用漢字の制限に関する家族関係登録事務処理指針（家族関係登録例規第 111 号）第 4 条参照）」（53 頁）。「人の名に使える漢字の範囲を一定の手順に基づいて継続的に拡大し続けることによ

り、名に漢字を使う際に不便が起こらないよう補完装置を作動し続けているのだとみなせる」（53頁）。「そして、出生申告時点で『人名用漢字』に含まれておらず使用できなかった漢字であっても、上のような家族関係登録規則の改正で追加された『人名用漢字』に含まれる場合には、改名許可手続によって希望する名を使用可能となる。特に、出生申告時に「人名用漢字」以外の漢字を申告した結果、家族関係登録簿の氏名欄に出生者の名がハングルのみで登載された場合には、改名許可手続を経る必要はなく出生申告人の追後補完申告だけで、それまでハングルのみで登載されていた名をハングルと漢字で登載できるような方案も用意されている（人名用漢字の追加にともなう家族関係登録事務処理指針（家族関係登録例規第322号）第1項参照）」（53頁）。「『人名用漢字』以外の漢字を使ったとしても、出生申告や出生者の名それ自体が不受理になるのではなく、家族関係登録簿に当該名がハングルのみで登載され、結局のところ当該漢字名が共に登載されないという制限を受けるだけであり（当事件規則条項第3項）、家族関係登録簿と関連の公的記録を除けば、私的生活の領域において当該漢字名の使用を妨げるものでもない」（53頁）。「また、実子関係尊父確認等の裁判にともなう登録簿訂正により家族関係登録簿を閉鎖した後、従来の名と同じ名を使用してふたたび出生申告をしたり、あるいは出生後に相当期間（約15年）が経過した子に対し、卒業証書、免許証、保険証書等によって社会生活で広くあまねく使用していることが証明できる名を記載して出生申告をする場合には、『人名用漢字』以外の漢字を使った名でも出生申告ができるようにするなど一定の例外も置いている（名の記載文字に関する家族関係登録事務（家族関係登録例規第475号）第1項等）」（53-54頁）。「以上のような事情を総合して見るに、審判対象条項は侵害の最小性原則に違反せず、通常使われない漢字の使用による当事者や利害関係者の不便を解消し、家族関係登録業務の電算化を通じた行政業務の効率性向上という公益との衡量にも、法益間の比例関係を維持していると見ることができる」（54頁）。「したがって、審判対象条項が過剰禁止原則に違反し、請求人が子の名を付ける自由を侵害していると見るには難しい」（54頁）。

次に反対意見を見よう。「我が国は 1948 年に『ハングル専用に関する法律』を制定・公布して以来、ハングル専用政策を主軸とし、全ての法令および公文書がハングル使用を原則としている。過去、戸籍簿に氏名を漢字のみで登載していた者も、1994 年 7 月 11 日の旧戸籍法施行規則改正でハングルと漢字を併記するよう変更され、現行の家族関係登録簿でも『홍길동（洪吉童）』のようにハングルと漢字を併記している。また、現在の金融や不動産取引など各種司法上の法律関係においても、個人の同一性を識別し身分確認をおこなう際には、ハングルの氏名および住民登録番号を記載するのが通例であり、氏名を漢字のみで記載する場合は稀有である。したがって、名に通常使われない難しい漢字を使用すると言っても、それにより当事者や利害関係人が何の不便を被るといふことなのか理解しがたい。誤読の危険があるという理由で、名に使える漢字を制限するのも、説得力ある理由とはならない。初・中等教育課程で漢字教育を必修科目に編成していない現在の教育システムによる教育を受けた人々の場合、『人名用漢字』であっても、これをよく知った上で使用しているとみなすには難があるからである」（55 頁）。「結局、審判対象条項の主たる立法目的は、行政電算化の便宜を図ることにある。しかし、情報通信技術の水準も、審判対象条項が導入された 1990 年代とは比較できないほど発達し、現在では有用なる漢字の電算化が技術的に不可能だとみなすことはできず、行政電算化の困難を理由として名に使う漢字の範囲を制限するのは、その正当性を認めがたい。行政電算化がおこなわれる以前は全ての漢字の使用が可能だったが、かえって行政電算化によって漢字使用に制限を受けるというのは、皮肉に違いない。手段が目的を正当化することはできない。国民の基本権が、行政電算化の便宜という手段によって制限されてはならないからである」（55 頁）。「すなわち、法廷意見のいう立法目的は、審判対象条項が導入された当時とは現実が異なっており、もはやその正当性を維持しえず、したがって手段の適合性も認められる余地がない」（55 頁）。「我が国において、漢字を名に使えるようにするのは、漢字の意味に基づいて子の名を付ける我々の伝統と文化に起因することであるから、名に難しい

漢字を使うことが不便であるとか、あるいは、行政電算化の便宜を図るとかの理由で、名に『人名用漢字』以外の漢字使用を一律的に制限することはできない。子の福利に反する等の特別な事情がない限り、原則的に両親が希望する漢字を使えるようにしなければならない」（55頁）。「我が国では公文書においても私文書においても、基本的にハングルで氏名を書き、漢字は併記するのみである。したがって、他人の氏名を読めなかったり、あるいは誤って読んだりする可能性は稀有であり、名に使える漢字の範囲を制限する必要性も低い。法廷意見は、中国と日本においても人名に使える漢字の範囲を制限しているという事情により、〔本件〕基本権の制限が過剰ではないとしている。しかし我が国とは違い、中国と日本では人の氏名を書く際に漢字使用が基本（原則）であるから、漢字の数が膨大でその範囲が不明だという事実から、名に使える漢字の範囲を制限する必要性が導き出され得る。したがって、名に使える漢字の範囲の制限に関し、中国および日本と単純に比較するのは適切でない」（56頁）。「現在の技術水準において、漢字情報の電算化は難しくない。国際標準コードである『ユニコード』に登録されている韓・中・日統合漢字は約8万字、国内標準コードである『KSコード』に登録されている漢字は約1万8千字に達する。それならば、……『人名用漢字』以外の漢字使用を一律に制限せずとも、名に使われる漢字を電算システムに実現するのは支障ないだろう」（56頁）。「基本的に、憲法第10条の幸福追求権によって保護される『両親が子の名を付ける自由』に政府の電算化技術を合わせるべきであって、両親が子の名を付ける自由を政府の電算化技術に合わせるべきではない」（56頁）。「『外国の国号、地名および人名の表記に関する事務処理指針』（家族関係登録例規第451号、2015年2月1日）は、国籍回復申告をおこなう際に、国籍回復者は従来我が国で使用していた氏名（漢字を含む）を家族関係登録申告書に記載できる、と規定しており、この場合には人名用漢字の制限を受けない規定となっている（第8条第1項）。それならば、唯一、出生申告する際の子の名に関してだけ、漢字の範囲を制限することが必要なのか疑問である」（56頁）。「法廷意見が説示するように、家族関係登録規則改正を通

じて『人名用漢字』が追加される場合、当事者は改名許可手続または出生申告人の追後補完申告を経て、希望する名を使用できることになる。しかし、審判対象条項が漠然と将来に改正される可能性があるという点をもって、現在の基本権制限が緩和されたと見るべきではない。初めから希望する漢字を使用可能ならば、人名用漢字の追加にともなう改名許可手続や追後補完申告などの不必要な手続をおこなう必要もない。かえって『人名用漢字』の範囲が9回の大法院規則改正を通じて拡大してきたという事情は、憲法第10条の幸福追求権によって保護される『両親が子の名を付ける自由』を一律的に制限するという手段を採択した〔本件〕条項が有する問題点を、自ら認めているに過ぎない」（56-57頁）。「人名用漢字で言うところの『通常使われる漢字』を誰が決めているのか、どの程度の使用頻度があればその範囲に入り得るのか、疑問である。人名用漢字が初めて導入された当時（1990年12月30日）は2,731字だったものが、9回の改正の結果、現在（2014年10月20日）は8,142字になったところ、我々の経験上、この20余年間に漢字の使用頻度が減少こそすれ増加したはずはないことに照らしてみても、人名用漢字あるいは通常使われる漢字の範囲というものが、どれほど作為的なものであるか見て取ることができる。人名用漢字は『プロクルステスの寝台』の変形である」（57頁）。「結局、漢字の全面的な使用を許容したとしても、必要に応じて例外規定を置くことでその立法目的を達成できるにもかかわらず、〔本件〕条項は、国民に対し国家が定めた『人名用漢字』という基準に合わせることを強制することで、基本権で保護される『両親が子の名を付ける自由』を一律的に制限しており、侵害の最小性原則に背いている」（57頁）。こうして、子の名を付ける自由の侵害であると結論付けた。

なお、法廷意見に対する補足意見が二人の裁判官によって付されている。

（2） 小括

韓国において人名用漢字の制限が合憲とされた理由の一つとして、この人名用漢字以外の文字であっても出生申告それ自体が不受理となるのではなく、ハングルでその出生者の名が登録され、漢字名が共に登録されない

だけであるという点（53頁）は、日本との相違という観点から、見逃すことができないであろう。日本では、使用可能文字を用いなければ出生届が受理されないわけで、大きな不利益と言わざるを得ない。

また、日本の改名時に制限外の文字の使用の可能性があるように、韓国では「出生後に相当期間（約15年）が経過した子に対し、卒業証書、免許証、保険証書等によって社会生活で広くあまねく使用していることが証明できる名を記載して出生申告をする場合には、『人名用漢字』以外の漢字を使った名でも出生申告ができるようにする」といった例外が明確に法文化されている点（53頁以下）も無視できない。

さらに、2016年時点ではあるが、使用可能な漢字は合計で8,100字を超えており、日本におけるおおよそ3,000字と比べると、約2.7倍の数となっている。この点についても、日本の使用可能文字制限と比して、多数意見に従うとしても、国民の権利保護の意識が高いと評価できよう。

また、少数意見が言うところの、「幸福追求権によって保護される『両親が子の名を付ける自由』に政府の電算化技術を合わせるべきであって、両親が子の名を付ける自由を政府の電算化技術に合わせるべきではない」との指摘は（56頁）、鋭い指摘と言えるのではあるまいか。

- (1) 一般に、「氏名」・「氏名権」という言い方が使われるが（民法の中で「氏名」という言葉が用いられているからであろう。民法の中で「氏名」という語句を用いている法文は、37条1項6号、383条1号、968条1項、970条1項3号及び972条1項である。）、本稿では（前稿から）敢えて「姓名」・「姓名権」という言い方をしている。その理由は、一言で言ってしまうと、「氏」というものが、廃止さるべきはずの「家」と同じ作用を営むものであるからである（宮沢俊義教授の指摘。二宮周平「家族法理論と立法のあり方」、二宮周平編集代表『現代家族法講座第1巻 個人、国家と家族』（日本評論社、2020年）所収、3頁より。）。1947（＝昭和22）年の民法改正時に民法改正案研究会によってすでに指摘されているように、「氏」の制度が民法改正案において「さながら旧来の『家』の生まれかわりに等しいような内容のものとなって」おり、「氏」といった『家』の観念のつきまとった文字を捨てて『姓』と改めることが望ましく、家族法民主化の徹底という観点から、『家』の制度、『家』の観念を温存せしめるような『氏』の規定〔は〕全廃すべきものである

姓名に対する制限に関する諸外国の議論の状況（1）（矢沢・呉）

からである（民法改正案研究会「民法改正案に対する意見書」法時 19 卷 8 号（1947 年）4・5 頁）。民法改正案に対する日本共産党野坂参三氏による意見書も、『家』を廃止するといいつながら今度は、『氏』なる制度を創設し、しかも、これを全親族法の中核的地位に据えている」として、「名実ともに『家』制度を一掃することを要望」している（我妻栄編『戦後における民法改正の経過』（1956 年）（日本評論社による 1988 年発行の第 2 刷）350 頁）。なお、前稿で指摘したように、中国《民法典》においては、第四編第三章の表題で「姓名権及び名称権」とされ、その冒頭の第 1012 条において「自然人は姓名権を享有し、……」とされ、「姓名権」が明確に定められている。

- (2) 「戸籍法等の改正に関する中間試案」<https://www.moj.go.jp/content/001373661.pdf>、2022 年 7 月 5 日最終アクセス及び「戸籍法等の改正に関する中間試案の補足説明」<https://www.moj.go.jp/content/001373663.pdf>、2022 年 7 月 5 日最終アクセス。
- (3) この中間試案について、2022 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日までパブリック・コメントの手続が行われた。
- (4) この法文は商標法第 4 条第 1 項第 7 号であるところ、「補足説明」6 頁 18 行目では、「商標法第 4 条第 7 号」と誤った表記がされている。この「補足説明」は「法務省民事局民事第一課」により作成・公表された文書であり（同文書の表紙部分参照）、大学法学部 1 年次に必ず学習しなければならない事項に関する初歩的な誤りである。法務省（の官僚）も落ちたものである。
- (5) 商標審査基準「六、第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）」https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/document/index/16_4-1-7.pdf、2022 年 7 月 5 日最終アクセス。
- (6) 特許庁によると、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」の例として 5 項目が挙げられており、本文で示した第一項目の他に、「(2) 商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合。(3) 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合。(4) 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合。(5) 当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合。」が挙げられている。商標審査基準「六、第 4 条第 1 項第 7 号(公序良俗違反)」https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/document/index/16_4-1-7.pdf、2022 年 7 月 5 日最終アクセス。
- (7) そもそも商標というものは、自己の商品・役務と他人の商品・役務を識別する標識である（茶園成樹編『商標法』（第 2 版）（有斐閣、2018 年）1 頁（茶園成樹執筆））。この商標を保護することにより「産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利

姓名に対する制限に関する諸外国の議論の状況（1）（矢沢・呉）

益を保護すること」が目的とされる（商標法1条）。日本は登録主義を採用しているので、登録されて初めて保護がなされる（不正競争防止法2条1項1号による保護は除く。）、人名は、同一名の他者による利用を防止するために登録するものではない。本文で指摘した第一の場合の記述について、人名の場合に参考にすること自体は否定しないが、仮に公序良俗による人名の制限を導入する場合であっても、あくまでも「人名としてどうか」の観点から公序良俗違反かどうかを判断する必要があるであろう。

- (8) 最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁（いわゆる、在日韓国人の氏名を日本語読みで呼称することが違法か否かが争われた事件）。
- (9) 最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁（いわゆる夫婦別姓訴訟）。
- (10) 最大判平成15年12月25日民集57巻11号2562頁。これは、札幌市が原審決定を不服として抗告したことが理由であろうと考えられ、もし原審札幌高決平成15年6月18日が、本件で争われた「曾」の字が常用平易な文字であると判断せず、出生届届出人が最高裁に抗告していたならば、届出人としては命名権が使用可能文字制限によって侵害されている等の主張をしたであろうから、最高裁によって、なにがしかの判断が下されたことが予想される。
- (11) 近時の文献として、二宮周平・山田徹「氏名・戸籍・国籍と子の権利」、前掲・二宮周平編集代表『現代家族法講座第1巻』所収、262頁以下が詳しい。
- (12) <http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/~yasuoka/publications/diccs2016.pdf>、2022年7月5日最終アクセス。
- (13) 韓国においては、2008年1月1日に、戸籍制度から家族関係登録制度に移行している。この家族関係登録制度については、金亮完「戸籍制度のあり方——韓国の家族関係登録制度からみえるもの——」、前掲・二宮周平編集代表『現代家族法講座第1巻』所収、399頁以下参照。
- (14) 省略に際して、本項を主に担当した筆者の一人（矢沢）の主観が入っているかもしれないが、もしそう考えられた場合には、安岡教授ご夫妻による邦訳全文をご覧いただきたい。

（未完）

付記①：本稿執筆のための文献調査に際して、広島大学大学院教授である新井誠先生及び本学法学部法律学科2年生の松下紗南氏の助力を得た。ここに記して、感謝の意を表す。

付記②：脱稿後に、注(3)で指摘した、中間試案に対するパブリックコメントにより寄せられた142件の意見が法務省のウェブページ上に公開された (https://www.moj.go.jp/shingi1/koseki20220802_00001.html、

2022年8月18日アクセス)。それに基づき、法制審議会戸籍法部会第7回会議が8月2日に開催されたようであるが、その議事録は「準備中」となっているため、会議の内容は不明である。とは言え、このパブリックコメントによって出された意見には、十分、議論しなければならない論点も多く含まれている（例えば、読み方については、複数の読み方があったり変更されたりもするので、一つに固定することになじまないのではないか（1頁）、平仮名か片仮名かについては「混ぜ書き」するのも自由ではないか（3頁）、英文字表記とすべきではないか（3頁）等）。また、筆者の一人（矢沢）が前稿298頁でマイナンバー制度と関連付けて指摘したことと同趣旨の意見も出されており（マイナンバー制度と関連付けて、「氏名の個人同定機能」は小さくなっているから、規制は最小限に止めて「国民の自己決定権」を尊重すべきとの意見（6頁）、マイナンバーや住民票コードにより個人特定は可能であるから、そもそも戸籍の記載事項として読み方が必要なのかとの宗像市の意見（1頁）、マイナンバー制度との関連は（結論がどうであれ）避けて通ることができない論点であるように思われる。現在、初校の校正中であり、それらの意見についての紹介・検討はここではできないので、指摘だけに止め、紹介・検討は他日を期したい。（2022年8月18日、本段落追加）

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. L No. 1/2

October 2022

**Study on the Regulation of the Naming Right
in the Chinese Character Cultural Sphere**

YAZAWA Hisazumi and NG Keikei